

写

教体課第133号
令和4年4月12日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会体育健康安全課長

「児童等利用施設感染防止対策集中取組期間」の実施について（依頼）

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、県内児童等利用施設においては、クラスターが発生する等、感染者が増加しています。

そこで、県では、「4月12日から4月25日まで」の期間を「児童等利用施設感染防止対策集中取組期間」と設定いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、新年度の新たな幼児の入園や、職員の入れ替わりに対応した対策をお願いいたします。

具体的には、家庭内感染から施設への持ち込みが見られることから、園児の保護者及び職員に対し、改めて、「家庭内感染防止」と、御本人はもとより御家族の「体調不良時の登園自粛」を呼びかけていただくとともに、感染不安を感じる無症状者を対象にした「無料検査」の積極的な活用を、御案内ください。

また、施設内での感染の拡がりを防ぐため、飲食時における適切な対応や、少人数グループでの活動、園児同士の接触・用具の共有を最小限にするなど、感染を拡げない形での活動等の実践について、改めて指導・助言をお願いします。

さらに、施設で感染が確認された際の初動対応を迅速に行うための連絡体制等についても、再度御確認ください。

各市町村教育委員会においては、内容について御了知いただき、管内幼稚園等に対し、必要な指導、助言等を行っていただき、感染収束に向け、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。